

財産形成住宅預金

平成24年8月20日現在

1. 商品名	・ 財産形成住宅預金（期日指定定期預金方式）
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財形制度を導入している会社にお勤めの方など、事業主に雇用されている方（勤労者）。公務員の方もご加入できます。 ・ 会社役員の方でも代表権、業務執行権をもたず、部長、工場長などを兼務し、役員報酬とは別に賃金を受けている場合にはご加入になれます。 ・ ご加入時の年齢は満55歳未満です。（お預け入れは55歳以降も可） ・ 経営者、自営業者等はご加入できません。 ・ 勤労者1人につき1契約（1店舗）に限ります。
3. 期間	・ 積立期間5年以上（年1回以上の預入が必要です）
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主による給与、または賞与からの天引き、代行預入 ・ 1回あたり100円以上 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 持ち家としての住宅取得、増改築等の支払いに充てる資金に限り、払い戻しいたします。取得する住宅は、床面積、築年数、工事内容等の制限があります。また、耐震改修工事等も増改築等に含まれます。（なお、所定の証明書類が必要で、払出し期限は住宅取得等の日から1年以内となります）
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利 ・ 各天引き預入時の店頭表示利率を適用します。 ・ 口座開設（当初預入日）から1年毎の応当日を「特定日」とし、預入日（継続したときはその継続日）からの期間が2年を超える預入明細（継続明細を含む）は満期日が到来したのものとして、その元利金の合計額を取りまとめ、1口の自由金利型期日指定定期預金に自動継続します。なお、初回の「特定日」は「口座開設日の3年後応当日」とし、以降1年毎の応当日を「次回特定日」とします。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算です。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財産形成年金貯蓄と合計で550万円を限度として非課税とすることができます。 ・ 残高が非課税限度額を超過した場合または積立中断期間が2年以上に及んだ場合はお利息に20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ・ 住宅の取得、増改築の費用にあてる以外の目的（要件外）で払い戻す場合は、過去5年間遡って利息に20%の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 なお、要件外の払い戻しの場合は、お利息に対する税金は、目的外の払い戻し時点の税率で計算されます。
8. 手数料	_____
9. 付加できる特約事項	_____
10. 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、預入された各定期預金ごとに「定期預金の中途解約利率一覧」の期限前解約利率により計算したお利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部カスタマーサポートグループ（9時～17時、電話：03-3913-1158）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部カスタマーサポートグループまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出頂くことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部カスタマーサポートグループもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年間に1回以上の預入がない場合等財形の要件を満たさない事態が発生した場合、課税扱いとなります。 ・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 1人1契約で、1金融機関に限ります。 ・ 住宅の取得、増改築の費用にあてる目的で払い戻す場合、住宅の床面積、築年数、工事内容等の制限があります。この制限の範囲内であることを確認するため、払い戻し時に一定の書類をご提出いただきます。（制限の内容、書類については窓口にて照会ください）
<p>14. 預金保険の付保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険制度の付保対象預金です。1預金者あたり元本1,000万円までとのお利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとのお利息が保護されます）